

Title	近世資本主義と殖民経済 (二) (ウエルザー家に関する研究)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.2 (1923. 2) ,p.171(13)- 176(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19230201-0013
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230201-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

更に同じ年に書かれ翌年始めに公表せられた「共產黨宣言」の中にも、無産階級が政權を掌握して、ブルジョワジイの手から漸次一切の資本を國家の手に剝奪する爲め取るべき方策を列擧した後に斯う書いて居る。「進化の道程上に依て階級別が消滅し、凡べての生産が聯合せる個人の手集中せられると、公的權力は其政治的性質を喪失する。固有の意味に於ける政治的權力なるものは一階級の他の階級を抑壓する爲めの組織せられた權力である。プロレタリアがブルジョワジイに對する闘争に於て必然的に階級に結合し、革命に依つて己れを支配階級となし、而して支配階級として強制的に古き生産關係を止揚(廢止)すれば、此生産關係と共にプロレタリアは階級對抗の存立條件、階級其者及び其自家の階級としての支配をも止揚する。其階級と階級對抗とを有する舊ブルジョワ社會がなくなつて、各人の自由なる發展が全員の自由なる發展の條件たるところの一の聯合が之に代る。」(Das kommunistische Manifest, 8. Autorisierte Ausgabe. S. 45) (未完)

近世資本主義と殖民經濟 (二)

(ウエルザー家に關する研究)

阿部 秀助

ウエルザー家の西班牙に於ける初期の企業的中心たりし都市はサラゴザで之が主要なる取引はサフランであつたのであるが、此商品は既に中世以來重要視せられ當時の獨逸人は西班牙、南部佛蘭西、リグリヤ、ロムバルダーに於て之が取引に従事し又、彼等の或者は更にアブルツチに於けるアクイラのサフラン市場を訪しものも少からず見受けられたのである、而してサラゴザに於けるウエルザー家の事業を代表せしものは千五百九年には吾人が前に擧げしメミンゲンのコンラット、フリーンの一子ハンス、フリーンであつたが彼れは同地にて、まもなく他界せしを以て千五百十二年の秋、ハンス、レム、リスボンより轉じて千五百二十六年の冬に至る迄、フリーンの地位を充たしたのである、其後、西班牙に於ける王位がハブスブルグの

手中に落ちしことはウエルザー家として此方面に勢力を扶殖せしむるに極めて好都合の状態に存せしむるに至つたのである、何んとなれば同家は既に以前よりハブスブルグ家に對してフッガー家と同じく特殊の財務的關係を有せしを以てである、尙ほ當時西班牙の宮廷及サラゴザに於てウエルザー家を代表せしはハインリヒ、エヒンゲル及セバスタアン、シムヘルリンの兩名で殊に前者は既に千五百十九年、サラゴザに於けるウエルザー家の商店にありて之れが業務に従事せしが千五百三十年には西班牙の出納官即ち *argencier Y tesorero* となり、千五百三十五年には更に擧げられて *Cavallero de la orden de Santiago Y Gentil hombre de la casa de S. M.* となり、千五百四十八年前に世を去つたのである。

西班牙王カール五世は殖民地開發の根本的要求として外資輸入の必要ありとの見地より殖民地との交通上に從來、存せし制限を撤廢し、單に西班牙人のみならず、同時に外國人も新殖民地に赴かしむるの便宜を興ふることとなり、かくて以上の状態の下に出来る丈け多くの利益を求めんとせしはウエルザー家で同家は既に千五百二十五年に海外に於ける西班牙の殖民地と交通し得る特權をカール五

世に受け、直ちに自己の商店をセヴリヤ、後には更にエスバノラに於けるサント、ドミンゴに設くるに至つたのである、當時ウエルザー家が此方面に於て如何なる貨物を如何なる方法によりて取引せしやに就きては勿論明白ではないが、吾人が知り得る點としては同家は専らセヴリヤとサント、ドミンゴとの間に貨物取引を營みしが如きである、何んとなれば當時、西班牙の殖民地は各自の生活品の大部分を本國方面に仰ぎしものであるが然かも本國たる西班牙が工業上別に見る可きものを有せざりし結果は勢ひ外國方面よりの輸入を見るに至り、従つて西班牙以外の商人をして其間、各種の取引に従事せしむる機會を得せしむるに至つたのである、現に之れが顯著な例證としては十六世紀の初期にウエルザー家は自己の持船を利用してアントワープ方面よりピレネー半島方面に各種の貨物を輸送し、更に千五百二十五年に獲得せし特權によりて之れが輸送の範圍を新大陸方面まで擴張するに至つたのである。

四

千五百二十八年はウエルザー家にとりて之れが海外に於ける企業が最も旺盛な

らんとせし時代であるが、但、是等の事業の大半は吾人が前に擧げしハインリヒ、エヒンゲルや當時直接交渉の任に當つたヒエロニムス、ザイレルの意思によつて決行せられたことは當時、西班牙政府との間に取換されし文書の明かに吾人に示す處である、而して同年に於て彼等が西班牙政府と締結せし契約の第一は五十人の鑛山夫を獨逸國內に於て募集してサント、ドミンゴーに送り、各方面の殖民地に於て先きに移住せしもの及土人の勞働者に對して之れが指導者たらしめんことである、次に第二の契約は同年二月十二日を以て契約せられしもので四千人の黒奴を殖民地に輸送することである、之れより先き西班牙政府は殖民地經營の初期に於ては黒奴の殖民地に入るを嚴禁せしが、其後斯くの如き禁止は却つて殖民地の開發に障害を來たすものなるを信じて千五百十九年カール五世はブレセーの知事に之れが取引を命じたのであるが、其後ハインリヒ、エヒンゲル及ヒエロニムス、ザイレルの努力によつて彼等は自己の手中に奴隸賣買の特權を收むること共に爾後四ヶ年間に四千人の黒奴を殖民地に齎らす義務を承諾したのである、次に第三の契約は千五百二十八年三月二十七日に締結せられしもので、之れが契約の

主要なる點は東、マラカバ岬より西、サンタ、マリヤ州の境に至る迄の土地を租借するところである、更に第四の契約は同年四月十六日に一方はハインリヒ、エヒンゲル、及ヒエロニムス、ザイレル他方はカール五世の秘書官であつたフランシスコ、ド、ロス、コボスとの間に殖民地に於ける貴金屬採掘に關するものが結ばれたのである、論者は先づ第一の契約が如何に實現せられしやに就きて見るに、之れが契約の成立せし年即ち千五百二十八年に於て二十四人の鑛山夫がサント、ドミンゴーに送られ、更に其翌年即ち千五百二十九年に同一條件の下にヨアヒムスタールの鑛山に從事せし二十五人の鑛山夫とシュワツ鑛山にありし少數の採掘者とが殖民地に赴いたのであるが、氣候が彼等の多數に適せざりし結果、彼等の賃銀は單に醫師や藥劑師の懷中を肥すに過ぎなかつたのである、加ふるに初期の渡航者の中、二十四名は十年を経過せざる中に倒るゝに至つたのである、尙ほ是等の鑛山夫が殖民地に於て從事せしものとしては先づサント、ドミンゴーに於ける砂金採集、ツルテベクローの銀山、其他、ヅエネスエラの鐵礦等がある、又、千五百三十八年には後ちに有名となつたコトイの銅山が發見せられたのであるが、當時にあつては專問的智識を有

せしものがなかつた爲めに此の事業は多く發展しなかつたのである、但、サント、ドミンゴーに於けるウエルザー家の經營者が經驗に富む一獨逸の鑛山夫を有せしことは同方面に於ける鑛山業の有望なることを明かにするに至り、茲にサント、ドミンゴーに於けるウエルザー家の代表者と技術的方面を分擔せし獨逸の鑛山夫とサント、ドミンゴーの一住民との間に一種の企業組織が成立するに至つたのである、而して此サント、ドミンゴーの一住民の名稱は元より明白ではないが、此方面の研究者たるヘブラーの推定する處によれば(一)其人は同市の市政に參與せしフランチスコ、ダヅィラで、あると云ふことである、斯くの如くウエルザー家の企業が技術者以外に土着の人士を加へたことは之れによりて西班牙人の嫉妬心を除かんとせし同家の巧妙な商業政策の一端を示せしものである、次に此企業が如何に繼續せしやに就きてはウエルザー家の營業報告の中に商品としての銅が時々散見する以外には何等、確實なる史料の徴す可きものなく、又、コトイの鑛山に就きては之れに經營が約十ヶ年繼續せしこと、同時に其鑛床が極めて豊富なりしことは、之れによりて同家は非常なる利益を獲得せしものと信せらるゝのである。

舊中村落の報徳仕法と産業組合

瀧本 誠 一

徳川時代の末年に二宮尊徳を中心として關東各地方に行はれたる所謂報徳仕法なるものは、多くは單純なる救済制度であつて、今日の意味に於ける産業組合とは稍やその趣を異にして居るのである、今日の産業組合は小さくても大きくても、兎に角資本家の組合であつて、其の目的とする所は進んで大に何等かの營利事業を爲さんとする積極的の機關であるが、報徳仕法の主要の點は或る一定の地域某村某郷など(一)に於ける民俗を徳化して遜讓勤儉の美風を涵養し、以てその物質上の窮困を救済せんとするに外ならざるのである、故に報徳主義を奉ずる者は彼等が所謂「分度」なる事を嚴守し、各自其の天分、即ち人々の既往十年とか十二年とか、一定の期間を限り、其の年々の純收入を通算して之を平均したる數を以て其の人の天分と定め、此の天分を基礎として支出を制する事を「分度」と稱して(二)三宮尊親氏の報徳